

第171回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第8号

平成30年8月3日かすみがうら市農業委員会告示第8号をもって、平成30年8月10日(金)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第171回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年8月10日(金) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
主任 水野谷 里子	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市 8番 井坂 孝雄

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第24号 制限除外の農地移動届の受理について

議案審議について

議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 現況証明願の交付決定について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後2時50分閉会

事務局長	只今から、平成30年度第171回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっております ので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。
議長	会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、6番 飯田 敬市委員、 8番 井坂 孝雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本局長補佐を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に、議案審議に入る前に、前回の総会に上程しました、議案第50号 農地法第3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、事前調査に誤りがありました ので、事務局長から説明させます。
事務局長	(事務局長説明を行う)
議長	事務局長の説明が終わりました。関係各位にご迷惑をおかけし、誠に申し訳あり ませんでした。今後は、事前調査の現地確認において、申請地を公図にて事前調 査員の方にも確認をお願いするということですので、ご理解をいただきたいと思 います。ご質問等ございますでしょうか。 (意見・質問等なし)
議長	それでは、議事を進めます。次に、報告第22号、第23号、第24号の報告案件です が、委員の皆様には既に議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いた しまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありました らお願いします。 (異議なしの声あり)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可につ いて」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
13番 市川委員	8月2日午前9時より霞ヶ浦庁舎相談室において、栗原委員と栗山委員と私 市川の

3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。
 番号1番は、 の 交差点から約200m南に位置する畑1筆になります。現況は野菜が作付されていまして。申請人は小作地を譲り受けるため、今回の申請に至りました。作付作物は露地野菜です。
 番号2番は、 公園から約300m北に位置する田1筆になります。現況は水稻が作付されていまして。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は水稻です。
 番号3番は、 の 交差点から約550m北東に位置する畑1筆になります。現況はサツマイモが作付けされていまして。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付け作物はサツマイモです。
 番号4番は、 の より約650m北東から東に位置する田6筆と畑1筆になります。現況は、一部レンコンが作付けされていまして、一部は雑草が繁茂している状況でした。申請人は経営規模拡大のため、はとこから贈与を受ける目的で今回の申請に至りました。作付作物はレンコン及び露地野菜を計画しています。
 番号5番は、 公民館から約600m南西に位置する田1筆と、 川沿いの水田で、 倉庫の約250m南東に位置する田1筆となります。現況は水稻が作付されていまして。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は水稻です。
 番号6番は、 の から南に約150mに位置する畑1筆になります。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。作付作物はサツマイモを計画しております。
 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

7番 貝塚委員 農地中間管理機構で預かったのを買ったのかと思いますが、農地中間管理機構から買う時の相場というのは決まっているのですか。

議 長 相対での相場です。最低価格とかはありません。

議 長 他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
11番 鈴木委員	別に問題はないんですが、78歳で新規就農をするという、あまりにも高齢なので、あと、一反当たり200万円、サツマイモを作るという、これ何かあるんですか。普通なら、一反当たり、20万円とか30万円ですよ。
議 長	相対の相場ですので、また、屋敷沿いの土地ですので、工場をやっている隣の土地ということです。地続きということで、200万円という相場が出たのでしょうか。
11番 鈴木委員	200万円でサツマイモを作ってはどうかと。
議 長	常識といっちはなんですが、高齢で大変でしょうけど、いろいろ問題はあったようです。いろいろ見て、事務局でも指導する要件はあるということです。
議 長	他にご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
13番 市川委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。

	<p>番号1番は、 の より約300m南西にある畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>事務局の議案の朗読及び説明が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 栗原委員	<p>説明いたします。図面番号2番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、 の 公民館の約300m南東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号3番をご覧ください。</p> <p>番号2番は、 の の より約150m西に位置する畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号4番をご覧ください。</p> <p>番号3番は、 の 南側に位置する畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は母所有の農地を使用貸借し、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号5番をご覧ください。</p> <p>番号4番は、 学校から約150m東に位置する畑1筆で第3種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請面積が500㎡を超えていますが、隣接農地の所有者が、残地分の52㎡を耕作する意思がなく、過小残地となること、また、都市計画法開発許可の協議も了していることから許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第60号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	事務局の議案の朗読及び説明が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	図面番号6番をご覧ください。 番号1番は の から約350m北に位置します。こちらは願出人が平成29年4月に公売で取得した土地で、平成10年1月1日以降、農地以外の課税となっており、現況は雑種地の状況でした。20年前より農地以外となっており、現況も雑種地となっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号2番は、 の より約300m北西に位置します。こちらは、市税務課の家屋評価証明に記載された昭和44年建築の建物が建っており、現況も申請のとおりですので、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。

	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第60号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。 10ページをお開き下さい。今回の利用権の設定は、全体で4件、面積は、7,765㎡。その内、新規は3件で、主な作物は苗木、水稻、野菜となります。再設定は1件で作物は水稻となります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	12ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積6,869㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	14ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年7月26日付けで農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が7件、面積7,981㎡です。所在 323については、担い手が規模縮小により、新たに農地中間管理機構が農地利用配分計画を定めるため、また、残り6件については、議案第62号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、9月10日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、塚本勝男委員、塚本茂委員、外塚孝雄委員です。 日時は、9月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしく願いいたします。 なお、来月の総会終了後の研修会に、農研機構から研究員を招き、「第三者継承」を演題として、研修会を開催しますので、ご出席願います。詳細については、事務局から総会の案内と併せて通知しますので、よろしくお願い致します。 次に、視察研修の日程が決まりました。お手元に資料が配布されております。研修先は長野県の安曇野市にあります、農事組合法人に視察の受け入れを申し込みました。日時については10月18日・19日に計画しました。詳細については、資料をご確認下さい。欠席される方は、事務局へご連絡ください。
議 長	他に事務局からありますか。

事務局	7月10日暑気払いの収支報告書について 農地をテーマにした読売新聞の特集記事について 本日総会終了後の農業者年金研修会について
議 長	ただいま、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	以上をもちまして、第171回総会を開会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。 (午後2時50分閉会)